定　款

KeePer技研株式会社

（2020年10月1日　改定）

第1章 総 則

（商号）
第１条　当会社は、KeePer 技研株式会社と称し、英文では KeePer Technical Laboratory Co., Ltd.と表示する。

（目的）
第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 自動車の洗車、コーティングに関する技術及び機器類、化学用品類の開発、企画、製造、卸売及び販売業
2. 自動車用品、自動車用付属品の開発、企画、製造、卸売及び販売業
3. 洗車機の開発、企画、製造、卸売及び販売業
4. 自動車の洗車に関するコンサルタント業
5. 洗車及びコーティングを取扱う店舗の経営、運営
6. 石油類の販売業
7. 損害保険の代理店業
8. 自動車の販売
9. 広告代理店業
10. 不動産賃貸業
11. 自動車の賃貸借、保管
12. 自動車の整備及び鈑金作業
13. 自動車レースの企画及び実施
14. 店舗、看板等のデザイン、販売、設置及び施工
15. 前各号に付帯する一切の事業

（本店の所在地）
第3条　当会社は、本店を愛知県大府市に置く。

（機関）
第4条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1)取締役会
(2)監査等委員会
(3)会計監査人

（公告の方法）
第5条　当会社の公告は、電子公告により行う。やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

（発行可能株式総数）
第6条　当会社の発行可能株式総数は、80，000，000株とする。

（自己株式の取得）
第7条　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）
第8条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株主の権利制限）
第9条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（1）会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
（2）取得請求権付株式の取得を請求する権利
（3）募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株式取扱規程）
第 10 条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（株主名簿管理人）
第 11 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（基準日）
第 12 条　当会社は、毎年6月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第3章　株主総会

（株主総会の招集）
第 13 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。

（招集権者及び議長）
第 14 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）
第 15 条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議方法）
第 16 条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（議事録）
第 18 条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）
第 19 条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、15 名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。

（取締役の選任）
第 20 条　取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）
第 21 条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 前項にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第 22 条　取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は、当会社を代表し、当会社の業務を執行する。
3. 取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）
第 23 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、その議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の招集通知）
第 24 条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）
第 25 条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）
第 26 条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（業務執行の決定の取締役への委任）
第 27 条　当会社は、会社法第 399 条の 13 第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）
第 28 条　取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役会の議事録）
第 29 条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役の報酬等）
第 30 条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

（取締役の責任限定）
第 31 条　当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第 423 条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章　監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）
第 32 条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議の方法）
第 33 条　監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会規程）
第 34 条　監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

（監査等委員会の議事録）
第 35 条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

第6章　会計監査人

（会計監査人の選任）
第 36 条　会計監査人は、株主総会決議によって選任する。

（会計監査人の任期）
第 37 条　会計監査人の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会のときまでとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）
第 38 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

（事業年度）
第 39 条　　当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月 30 日までとする。

（剰余金の配当等の決定）
第 40 条　　当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、剰余金の配当等会社法第 459 条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）
第 41 条　　当会社の期末配当の基準日は、毎事業年度末日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

（配当金の除斥期間）
第 42 条　　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
2. 前項の配当財産には利息をつけない。

附則

（監査役の責任限定に関する経過措置）
第 23 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 40 条の定めるところによる。